

## 令和5年度 第70回 全国高等学校ワープ口競技大会 (5. 8. 3)

## 【競技問題】

今年の10月から、インボイス制度が開始される。これは、私たちにとって身近な消費税に関するものだ。税率が上がるわけではないため、生活に影響は少ない。しかし、事業者にとっては、開始に向けてソフトウェアを更新したり、新たに導入したりするコストが発生するため、消費者よりも影響が大きい。

インボイス制度の導入の目的は、事業者が消費税の納付額を正確に把握することだ。そもそも消費税とは、商品やサービスを購入した消費者が店頭で負担し、これに応じて事業者が申告し、納付するという仕組みである。日本では、食料品を中心に軽減税率が導入され、10%と8%の2種類の税率が存在しているため、確認作業や経理処理が複雑になっている。この制度が導入されることにより、取り引きの信頼性や透明性を高めることが可能だ。経理処理の正確性がより向上することで、消費税の納付額が明確になり、ミスや不正の防止にもつながる。

私たちは、コンビニエンスストアやスーパーなどで商品を購入すると、代金を支払うとともに消費税を負担している。ごく当たり前のことに感じられるが、日本での導入の歴史は意外に浅い。消費税に関する法律が初めて施行されたのは、今から約30年前のことであり、当時は所得税が歳入の中心であった。

この所得に応じて課される税には課題が多く、一部の高額納税者からは不公平感が高まっていた。1973年には高齢者の医療費が無償化となり、財源の確保が緊急の課題となった。さらに、財政を悪化させるオイルショックも重なり、国債が発行されるほど厳しい状態が続いたことなどによって、新たな税の必要性が生じた。

そこで、広く公平に課される消費税が1989年に日本で導入された。これにより、税の負担を分かち合う考え方が生まれた。当時の税率は一律3%であり、今と比べると低い税率だった。しかし、小さな子どもが100円の買い物をするときも、3円の税を負担しなければならない事実が社会に衝撃を与えた。また、支払う金額の計算がしにくいという声もあがっていた。

その後、段階的に5%、8%と引き上げられ、現在の税率になるとともに軽減税率が導入された。その際には、住宅や自動車などの高額商品の購入を急いだり、生活必需品のまとめ買いに走ったりするなど、駆け込み消費の様子が話題になった。また、支払う金額を分かりやすくするため、店頭を表示を税込価格とする方式も導入された。そして、小売業者は税率が上がるたびに、値札をすべて作り直して、付け替える作業に追われた。	885 915 945 975 1005 1035 1053
小売業者が販売する商品の価格には、製造・卸売・小売の各段階で課される税が含まれている。各事業者は、売り上げ時に預かった消費税から、仕入れ時に負担していた税を差し引いた額を申告し、納付することになっている。これを仕入税額控除といい、最終的に消費者が税を負担する仕組みだ。ただし、小規模な事業者には申告や納税の義務がないことから、透明性に欠けているという指摘がなされている。	1083 1113 1143 1173 1203 1233 1240
消費税を納める必要のある課税事業者に対して、その必要がない個人や法人を免税事業者という。この判定には、基準期間における課税売上高によって、決定する方法がとられている。免税事業者も税務署に届け出ることによって、課税事業者として取り引きをすることができる。	1270 1300 1330 1360 1368
仕入税額控除の計算には、帳簿と請求書の保存が必要とされている。現在の請求書は記載内容が統一されておらず、実際の経理処理を複雑にしている。現行のまますべての事業者が交付できるのは、今年の9月までである。	1398 1428 1458 1470
10月から仕入税額控除を行うためには、インボイス発行事業者が交付した適格請求書が必要となる。これは現行の請求書に一定の事項を追加したもので、あらかじめ登録した課税事業者しか交付することができない。	1500 1530 1560 1570
免税事業者も、登録をすることで適格請求書を交付できるようになるが、同時に課税事業者となる。つまり、登録前は消費税の申告や納付の必要がなかったが、登録によって納税の義務が発生し負担	1600 1630 1660

が増えることになる。	1671
適格請求書が交付されないと、取引先では仕入税額控除を行うことができなくなり、納税額が以前より多く計上されてしまう。その結果、免税事業者との取り引きは敬遠される可能性が高いために、売り上げが減ってしまう。登録をするか否かは任意だが、いずれにしても収益の悪化が懸念され、難しい判断を迫られている。制度の開始から6年の経過措置が設けられているが、慎重に検討して結論を出さなければならない。	1701 1731 1761 1791 1821 1851 1864
日本でいう消費税は、諸外国では付加価値税（VAT）と呼ばれている。また、オーストラリアやアジアの国では、物品サービス税（GST）と呼ばれている。消費者が店頭で負担し、事業者が申告して納付するという仕組みも同じだ。どちらも、商品やサービスを購入した際に公平に課される税であり、各国の重要な歳入となっている。	1894 1924 1954 1984 2014 2018
このように世界でも、150以上の国が消費税に類する税を導入しているが、税率は様々である。例えば、ヨーロッパ諸国においては20%を超える国が多い。税率の高い国は負担も大きいですが、福祉のための財源を確保し、豊かな国家を目指している。	2048 2078 2108 2133
その中でも、幸福な国ランキングで上位に入っているデンマークは、25%という高い税率を課し、軽減税率も導入されていない。その代わりに、国民への幅広い公共サービスによって、福祉国家として知られている。教育費や医療費、出産にかかる費用も無料だ。さらには、介護や福祉サービスも充実しており、これらの財源を税で賄っている。	2163 2193 2223 2253 2283 2291
ただし、国民の幸福度の高さと税率の高さが、比例するとは限らない。デンマークでは、医師不足やアルコール依存症の増加などの課題がある。充実した公共サービスが受けられる一方で、軽減税率も導入されていないことから、消費生活のあらゆる場面で税を納める必要がある。その結果、日本と比べて物価は約2倍だという。	2321 2351 2381 2411 2441
それとは対照的に、消費税や所得税がない国もある。クウェート	2471

では原油の埋蔵量が多く、十分な財源を確保できているため、税を	2501
徴収する必要がない。昨年、サッカーのワールドカップが開催され	2531
たカタールでも、豊富な資源の恩恵によって税の負担がなくても、	2561
幅広い公共サービスが受けられる。	2578
アジア諸国に目を向けると、日本と同じ10%前後の税率の国や	2608
地域が多い。韓国ではVATを採用しており、一部の非課税品を除	2638
いて10%が課税されている。台湾の税率は5%と低く、政府は上	2668
げる意向を示しているが、市民の反発が大きく実現には至っていな	2698
い。また、GDPが世界第2位である中国は、概ね17%となっ	2728
ており日本よりも高い。	2739
どの国も財源を確保しながら、持続可能な社会を実現していくた	2769
めに、税制の在り方について工夫や検討を重ねている。日本では、	2799
歳入に占める消費税の割合が大きく、公平な税負担が求められてい	2829
る。この税の申告や納付が正確に行われるために、インボイス制度	2859
が開始される。	2867
今後は、経理業務を担当するだけでなく、営業や販売の業務を	2897
担当する人も、取引先がインボイス発行事業者なのか、受け取った	2927
書類が適格請求書であるかを確認する必要がある。この制度の全容	2957
を正しく把握することは難しいが、これから社会の一員となって、	2987
活躍をしていく私たちには、目的を正しく認識しておく必要がある	3017
だろう。この機会に、税負担の仕組みや変化にもしっかりと目を向	3047
けたいものだ。	3054